

坂城町就職・移住学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学又は大学院を卒業・修了する学生の坂城町への移住及び長野県内での就職を支援するため、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業・修了した学生に対して、予算の範囲内で坂城町就職・移住学生支援金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和51年規則第4号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 坂城町に転入し、生活の本拠を坂城町に置き、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき坂城町の住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (2) 支援金 長野県就職・移住学生支援事業補助金交付要綱（令和6年3月29日付け5労雇第512号長野県産業労働部長通知）及びこの要綱に基づき交付する坂城町就職・移住学生支援金をいう。

(交付金額等)

第3条 支援金の交付金額は、次条に規定する交付対象者が就職に関する活動に要した交通費（ただし、公共交通機関の利用に伴う費用に限る。以下同じ。）及び移住に要した経費（以下「移転費」という。）とし、次の各号に掲げる区分に応じて、1人1回を限度に支給する。

- (1) 企業等から交通費の支給がない場合 交通費の10分の10以内の額とし、支給上限を8,500円とする。
- (2) 企業等から交通費の支給がある場合 企業等から支給された交通費の2分の1を8,500円から控除した額とする。
- (3) 移転費として、最低限の実費分であることを証明できる場合 移住に要した経費の10分の10以内の額とし、支給上限を160,000円とする。
- (4) 移転費として、最低限の実費分であることを証明できない場合 66,000円とする。

2 前項の規定による交付金額に、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付対象者)

第4条 支援金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合に、在学していることも可とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していたこと。ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合

に、在学していることも可とする。

イ 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 坂城町に移住したこと。ただし、交通費については、県内企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 移住学生支援事業の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定前1年以内であること。

(ウ) 坂城町に、移住学生支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に第2号の要件を満たす企業等に就職し、県内に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他長野県又は坂城町が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(エ) この補助金と趣旨を同じくする国又は地方公共団体の補助金を受給しないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する企業等に、第1号アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 勤務地が長野県内であること。

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(オ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(カ) 交付対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移転費については、この限りでない。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みがあること。

(イ) 坂城町から通勤が可能な範囲内での勤務地限定型社員として採用予定であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定社員として採用予定であること。

（交付申請及び実績報告）

第5条 交付対象者であって、支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、坂城町就職・移住学生支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）、対象企業等（前条(2)アの要件を満たす就業先をいう。以下同じ。）から交付を受けた内定証明書（様式第2号の1）又は就業証明書（様式第2号の2）、採用試験に要した交通費（ただし、卒業年度に長野県内で行われた対象企業等の採用試験に要した交通費に限る。）、移転費の領収書及び本人確認書類に加え、前条に規定する要件を満たすことを証する書類を町長に提出する

ものとする。

- 2 前項の書類の提出期限は、申請する年度の2月末日とする。

(交付決定及び額の確定等)

第6条 町長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、長野県に対し、長野県就職・移住学生支援事業補助金（以下「県支援事業補助金」という。）の交付申請を行うものとする。

- 2 町長は、県支援事業補助金の交付決定を受けた場合において、坂城町就職・移住学生支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

- 3 町長は、第1項の規定による審査の結果、支援金の交付が不適当と認める場合、又は予算上その他の理由により支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、当該申請者に坂城町就職・移住学生支援金交付申請却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(支援金の支払)

第7条 町長は、前条第2項の規定による支援金の交付決定及び額の確定の通知を受けた者から坂城町就職・移住学生支援金交付請求書（様式第5号）が提出された場合、支援金を支払うものとする。

(報告)

第8条 町長は、この要綱の施行に必要な限度において、申請者に対し、支援金に関し報告を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして長野県及び町長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが明らかとなった場合

イ 在学中に交通費を申請する場合 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 在学中に交通費を申請する場合 申請日から1年以内に坂城町に転入しなかった場合

エ 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）

オ 坂城町外に転出した期間が、坂城町への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満である場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

- (2) 半額の返還 坂城町外に転出した期間が、坂城町への転入日、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内である場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年6月5日告示第30号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。